

津市景観アドバイザー設置要綱

平成26年6月27日

(設置)

第1条 本市における良好な景観の形成を推進するため、津市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 本市における景観形成活動に係る助言に関すること。
- (2) ワークショップ等の景観形成活動の企画及び運営に係る助言に関すること。
- (3) 公共事業等に対する景観に係る助言及び相談に関すること。
- (4) 景観に関するシンポジウム、セミナー等における講演に関すること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、景観、建築、都市計画、色彩、環境等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(派遣)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津市景観アドバイザー派遣申請書（第1号様式）を市長に提出して申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請について派遣を必要と認めたときは、派遣するアドバイザーを決定し、津市景観アドバイザー派遣依頼書（第2号様式）により依頼するとともに、申請者に対し、津市景観アドバイザー派遣決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 アドバイザーの派遣を受けた者は、速やかに派遣の実績について津市景観アドバイザー派遣実績報告書（第4号様式）により市長に報告するものとする。

4 本市がアドバイザーの派遣を必要とするときは、第2項の規定に準じてアドバイザーに依頼するものとする。

(秘密の保持)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼)

第7条 市長は、アドバイザーが第2条の職務に従事した場合は、別に定めるところにより予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、都市計画部都市政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日までに選任されたアドバイザーの任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

第 1 号様式（第 5 条関係）

津市景観アドバイザー派遣申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名



（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり津市景観アドバイザー設置要綱第 5 条第 1 項の規定により申請
します。

派 遣 希 望 日 時		
派 遣 希 望 場 所		
派 遣 を 希 望 す る ア ド バ イ ザ ー の 氏 名		
業 務 内 容		
連 絡 先	所在地 電話番号 メールアドレス	
	名称 担当者氏名	

第2号様式（第5条関係）

津市景観アドバイザー派遣依頼書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

このことについて、あなたを津市景観アドバイザー設置要綱第5条第2項の規定により景観アドバイザーとして派遣したいので、下記のとおり実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 派遣日時
- 2 派遣場所
- 3 業務内容
- 4 派遣先担当者及び連絡先

第3号様式（第5条関係）

津市景観アドバイザー派遣決定通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました津市景観アドバイザーの派遣について、次のとおり派遣を決定したので、津市景観アドバイザー設置要綱第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

なお、終了後は速やかに派遣の実績について報告してください。

記

- 1 アドバイザーの氏名
- 2 派遣日時
- 3 派遣場所
- 4 備考

第 4 号様式（第 5 条関係）

津市景観アドバイザー派遣実績報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名



（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市景観アドバイザーの派遣の実績について、津市景観アドバイザー設置
要綱第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

アドバイザーの氏名	
派 遣 日 時	
派 遣 場 所	
職 務 概 要	

(参考)

津市景観アドバイザー派遣フロー図

